

会計年度任用職員（ 魅力化コーディネーター ）【地域おこし協力隊枠】募集要項

職種	魅力化コーディネーター【地域おこし協力隊枠】
募集予定人数	1人
業務内容	①高校魅力化、吉賀町教育魅力化に係る諸活動、②その他必要な業務 【変更の範囲】総務課吉賀高等学校支援室が定める業務
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「業務内容」の業務ができる方 ・ 高校生と一緒に地域や学校で活動することに興味関心のある方 ・ 心身ともに健康で、積極的かつ誠実に関係者と関わりながら活動に取り組める方 ・ 3大都市圏をはじめとする都市地域等（※注1）にお住まいで、吉賀町に住所を移し、居住できる方。（地域要件の詳細については、お問い合わせください。） <p>※注1 次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村に該当しない市町村。ただし、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域の場合は募集対象地域とする。</p> <p>①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通自動車免許をお持ちの方（AT限定可） ・ 簡単なパソコンの操作ができる方（Word、Excel、ChromeOS など） ・ 地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方（欠格事項） <p>①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>②吉賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
重複応募	この職種に応募する場合は、他の職種に応募することはできません。
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 【再度の任用の上限】初年度から通算して3回
任用部署	吉賀町役場総務課
勤務場所	吉賀町役場総務課（ 島根県鹿足郡吉賀町六日市750 ） 【変更の範囲】 吉賀高等学校（吉賀町七日市937）
勤務日・時間	<p>（1）勤務日：町長が指示した日（月134時間以内）</p> <p>（2）勤務時間：8時30分から17時15分のうち7.75時間以内</p> <p>（3）休憩時間：60分</p> <p>（4）休日：定例日（毎週土、日曜日）、非定例日（週当たり1日）、年末年始の休日（12月29日から1月3日まで）、国民の祝日に関する法律による休日</p> <p>※業務の都合により、休日勤務又は時間外勤務を命ずる場合があります。</p>
報酬	時間額：1,420円

	※上記の金額は、令和7年4月時点の報酬額であり、給与改定等により変更されることがあります。
期末・勤勉手当	年2回支給（支給要件あり）
諸手当	時間外勤務手当に相当する費用・報酬を支給します。 ※規定により支給
休暇	年次有給休暇（任用当初から付与）、特別休暇 ※規則に基づき付与
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（加入要件あり）
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 （服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
福利厚生	一定の要件を満たした場合には、健康診断の対象となります。
公務災害・労災	公務災害補償又は労働災害補償の対象となります。
その他	(1)住居は、町で確保した住宅に入居いただきます。借上げ料は町が負担します。（生活用品や光熱水費等は自己負担となります。） (2)業務に必要な物品等は、町の負担で用意します。（配置先の物品を使用する場合もあります。）
応募方法	指定の「吉賀町会計年度任用職員 申込書兼履歴書」に必要事項を記入の上、下記まで窓口持参又は郵送してください。 【送付先】 〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750 番地 吉賀町役場総務課 宛て ※郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きすること
応募期限	郵送、窓口持参ともに 令和8年3月6日（金）17時15分必着
試験内容・日程	作文及び面接試験 試験日程：令和8年3月中旬を予定 ※試験日程等の詳細は、応募期限後にご連絡します。
応募に関する特記事項	必ず指定の「吉賀町会計年度任用職員 申込書兼履歴書」を使用してください。 本募集に関して提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 応募書類に虚偽の記載があった場合及び欠格事由に該当することが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害・労災、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。
問合せ先 （応募先）	吉賀町役場総務課 〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市 750 番地 電話(0856)77-1111

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。